

天理市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月16日

天理市教育委員会
教育長 伊勢 和彦

天理市教育委員会規則第2号

天理市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成30年3月天理市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

補助執行させる事務		補助執行させる職員
1	生涯学習の総合企画及び推進に関すること。 生涯学習の調査研究に関すること。 生涯学習に係る各行政部門の総合調整に関すること。 生涯学習の啓発に関すること。 生涯学習推進本部に関すること。 生涯学習団体の育成及び支援に関すること。 公民館の整備計画及び総括管理に関すること。	市長公室長及び市民総活躍推進課職員
2	子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付の事務に関すること。 幼児の受託に関すること。 預かり保育料の徴収に関すること。 通園区域に関すること。 幼稚園の調査及び統計に関すること。 幼稚園の教育課程に関すること。 幼稚園の運営及び教育活動に係る指導及び助言に関すること。 幼稚園教職員の研修に関すること。 幼稚園における人権教育に関すること。 幼稚園の経理事務等に関すること。 前各号に掲げるもののほか、幼稚園について教育委	健康・こども家庭局長及びこども未来課職員

	員会が命じたこと。	
--	-----------	--

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。